

管轄区域の境界付近における業務処理等に関する協定について

(平成元年3月14日 例規第11号 神務発第177号)

神奈川県警察組織規程（昭和53年神奈川県警察本部訓令第5号。以下「組織規程」という。）第2条第2項の改正に伴い、管轄区域の境界付近における業務処理に関する協定要領を次のとおり制定し、平成元年4月1日から施行することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

おつて、警察署の管轄区域について（昭和35年8月25日 例規、神務発第398号。以下「旧例規通達」という。）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）第4条に規定する警察署の管轄区域に関する境界の原則を明らかにするとともに、組織規程第2条第2項に規定する管轄区域の境界が不明確な場合における暫定的な業務処理上の境界に関する協定（管轄区域の境界設定とは意味が異なる。）及び管轄区域の境界を厳格に運用しようとする場合において、実際の警察活動上非効率を招き、又は市民応接上不合理を生ずる場合に、境界付近における業務処理に関する協定その他効率的な警察事案の処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 管轄区域の境界

1 基本原則

管轄区域の境界は、原則として市区町村の区域（以下「行政区画」という。）の境界によるものとする。

2 警察署長の責務

警察署長は、管轄区域の境界について不明確な場合又は疑義がある場合は、関係警察署長と実地調査を行う等により相互に確認し、境界を明らかにするものとする。

第3 管轄区域の境界付近における業務処理協定

1 管轄区域の境界が不明確な場合

警察署長は、管轄区域の境界が土地区画整理事業等により不明確である場合は、事案を迅速適正に処理するため関係警察署長と業務処理上の境界に関する協定（以下「業務処理境界協定」という。）を定めることとする。

(1) 業務処理境界協定の基準

業務処理境界協定を定める場合の基準は、次のとおりとする。

ア 道路等（別図第1）

(ア) 道路（歩道及び側溝を含む。）については、いずれかの側端とする。

(イ) 交差点（横断歩道、横断歩道橋等交差点の付属施設を含む。）については、いずれかの警察署が業務を処理するよう境界を設定する。

(ウ) 陸橋については、当該橋の下にある道路、鉄道等の境界から直上に見通した直近の目標物により境界を設定する。

イ 河川等（別図第2）

(ア) 河川については、流水面の中央とする。

(イ) 河川橋については、河川の境界から直上に見通した直近の目標物により境界を設定する。

ウ 鉄道施設（別図第3）

鉄道施設（踏切を含む。）については、いずれかの警察署が業務を処理するように境界を設定する。

エ 山岳、丘陵（別図第4）

山岳又は丘陵については、分水れいとする。

(2) (1)の基準によることが困難な場合は、付近の地形、地物を勘案し、最も適した方法によることができる。

2 管轄区域の境界が不合理な場合

警察署長は、管轄区域の境界が明確である場合においても、次のいずれかに該当し、警察活動の効率性、市民の利便性等からみて、その境界により活動することが不合理な場合は、関係警察署長と境界付近における業務処理に関する協定（以下「業務処理協定」という。）を定めることができる。

(1) 管轄区域の境界線が複雑な場合

(2) 飛び地、突出地等がある場合

(3) 管轄区域の境界線上に建造物、周囲を囲まれた土地、地下街、トンネル、池等がある場合

(4) その他管轄区域の境界線に基づく警察活動が不合理な場合

第4 高速道路交通警察隊等の担当区域協定

警察署長は、道路等の閉鎖性、当該警察署の装備等から管轄区域に基づく業務処理に支障がある場合は、高速道路交通警察隊長等と業務の一部について担当区域に関する協定（以下「高速道路等担当区域協定」という。）を定めることができる。

第5 協定上の留意事項

1 警察の任務遂行上の能率、他の官公庁の管轄区域との関係及び市民の利便を充分参酌すること。

2 あらかじめ既成の事実及び慣習並びに市民の意向及び内情を把握し、業務処理に関して市民、利害関係者に対立紛争等が起こることのないよう配意するとともに、そのおそれがあるときは、特に慎重を期すること。

3 今後における地域の発展状況、市区町村の行政区画整理計画等を充分参酌すること。

4 業務処理協定は、できる限り行政区画に準拠するよう配意し、かつ、必要最小限度の範囲で協定を行うこと。

5 業務処理境界協定及び業務処理協定は、条例上の管轄区域を変更するものではないので、許認可である警察下命、警察許可については、その対象とはなり得ないものである。

第6 協定手続等

1 協定の申請

第3及び第4に規定する協定を定めるに当たっては、関係警察署長（所属長）連名による「業務処理等に関する協定の承認について（申請）」（別記様式）により協定書案（別添）を添えて、警察本部長（警務課経由）へ申請し、その承認を受けなければならない。

なお、協定の事務手続（協定書の作成、警察本部長への申請等）については、発案した警察署長が行うものとする。

2 廃止報告

第3及び第4に規定する協定を廃止するときは、警察本部長（警務課経由）に報告するものとする。

第7 関係機関等への通知

警察署長は、第3及び第4に規定する協定を定め、若しくは廃止をしたときは、関係所属長に通報するとともに、必要により関係行政機関、市民等に周知させておくものとする。

第8 境界線上の事案処理

管轄区域の境界線上において発生した事案は、関係警察署の共同管轄とし、最初に届出若しくは指令を受け、又は発見した警察署が処理するものとする。

第9 都県間の境界

警察署長は、管轄区域と隣接都県との境界が不明確な場合又は業務処理に不合理があると認められるときは、関係書類を添えて警察本部長（警務課経由）に報告するものとする。

第10 経過措置

旧例規通達に基づき定められた協定は、改正後の組織規程第2条第2項の規定に基づく協定とみなす。

別記様式

〇〇〇発第 号
×××発第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

〇〇警察署長
警視（正）〇〇〇〇職印
××警察署長（隊長）
警視（正）〇〇〇〇職印

業務処理等に関する協定の承認について（申請）

この度、神奈川県警察組織規程（昭和53年 神奈川県警察本部訓令第5号）第2条第2項の規定に基づき、別添協定書のとおり協定を行いたいので承認されるよう申請します。

別添

協 定 書

協 定 者	〇〇警察署長 〇〇〇〇 ××警察署長（隊長）××××
協 定 の 種 別	協定の名称（業務処理境界協定、業務処理協定、高速道路等担当区域協定の別）を記載する。
協 定 の 対 象	協定の対象となる道路、河川、地域、建物等を記載する。 例1 〇〇市〇〇町〇〇番地と××市××町××番地周辺の国道△号線上の境界線が不明確な地域 2 〇〇市〇〇町〇〇番地境界線上の◇◇学校の建物（体育館）
協定を必要とする理由	・管轄区域の境界が不明確な場合の理由 ・管轄区域の境界付近における警察活動が不合理な場合の理由を記載する。
協 定 事 項	協定の内容をなるべく箇条書きにすること。 例 設定する境界線は、国道△号線の道路の東側の側線とする。
関係者・住民等の意向	要望の有無、賛成反対の別、その他問題点があれば記載する。
協 定 年 月 日	協定の予定年月日を記載する。
施 行 年 月 日	本部長承認後、協定の効力が発生することになるので、原則として承認があつた日とし、承認があつた日を後で朱書きする。
そ の 他	参考事項を記載する。

備考

1 図面等の添付

- (1) 協定書には原則として縮尺25,000分の1の地図を添付すること。
- (2) 協定上の境界、範囲及び担当区域を識別できるような見取り図を添付すること。
- (3) 対象付近の状況写真を添付すること。

2 複数の協定

同時に2以上の地域、建物等について協定を行う場合は、協定書を分けることなく、記載事項の各項にそれぞれ号を設けて記載すること。

なお、3以上の所属間による協定も同様とする。

3 協定書の保管

本部長の承認を得た後、複写により協定書を保管しておくこと。